

## 実地指導結果 サービス種別：訪問介護

申請者名	事業所所在地	事業所名	実地指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する是正状況	備考
有限会社ケアネットサービス	室戸市	ホームヘルプステーションあんず	R2.11.17	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 訪問介護計画の変更の際し、利用者に内容の説明を行い、当該利用者の同意を得た記録がない事例が認められた。</li> <li>2 運営規程に実態と相違する事項（通常の事業の実施地域）が認められた。</li> <li>3 一部の従業者に対して秘密保持のための必要な措置を講じていないことが認められた。</li> <li>4 介護報酬の額の算定に当たり不適切な事例（次の（１）及び（２））が認められた。 （１）居宅サービス計画又は訪問介護計画、訪問介護サービスの開始時刻が加算の対象となる時間帯ではないにもかかわらず、夜間・早朝加算を算定 （２）緊急時訪問介護加算に係る緊急時訪問を行った場合に深夜加算を算定</li> </ol>	改善済	
合同会社さきざし	土佐市	ヘルパー事業所さきざし	R2.11.5	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の同意を得た記録がない訪問介護計画が認められた。</li> <li>2 運営規程に実態と相違する事項（交通費）が認められた。</li> <li>3 勤務表を作成していないことが認められた。</li> <li>4 重要事項を掲示していないことが認められた。</li> <li>5 従業者であった者に対して秘密保持のための必要な措置を講じていないことが認められた。</li> <li>6 訪問介護計画について整備していない事例が認められた。</li> <li>7 介護報酬の額の算定に当たり次の（１）から（４）までのとおり不適切な事例が認められた。 （１）訪問介護計画に位置付けられたサービスのうち、サービス当日の利用者の事情等により実施できない項目が発生した場合、介護支援専門員とサービス提供責任者が連携を図り、介護支援専門員が必要と認める（事後に介護支援専門員が必要であったと判断した場合を含む。）範囲における所要時間の変更を行い、併せて訪問介護計画及び居宅サービス計画の変更を行う必要があるところ、訪問介護計画に位置付けられたサービスの内容の主要な項目のうち、一部の項目を実施できないにもかかわらず、所要時間の変更並びに訪問介護計画及び居宅サービス計画の変更を行わず、計画どおりの実績を介護支援専門員に報告し、かつ、計画どおりの所定単位数を算定 （２）生活援助のサービスを提供した記録がないにもかかわらず、身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合の所定単位数を算定 （３）本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、訪問介護の生活援助として行う場合は、本人の安否確認・健康チェック等も合わせて行うべきものであることから、訪問介護（生活援助が中心の場合）の所定単位数は算定できないとされているところ、本人不在であるにもかかわらず、訪問介護費の「身体介護が中心である場合」の「所要時間20分以上30分未満の場合」及び「身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合」の所定単位数を算定 （４）初回の指定訪問介護を行った日の属する月の翌月に訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画を作成した月に初回加算を算定</li> </ol>	改善済	
特定非営利活動法人しあわせ	土佐市	ヘルパーステーションさくら	R3.2.9	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運営規程に実態と相違する事項（通常の事業の実施地域）が認められた。</li> </ol>	改善済	
合同会社蒼空	高岡郡四万十町	訪問介護事業所さきづな	R4.1.20	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 提供した具体的なサービスの内容等を一部記録していない事例が認められた。</li> <li>2 運営規程に実態と相違する事項（従業者の員数及び営業日）が認められた。</li> </ol>	改善済	